

「出会い・結婚・新生活」、「妊娠・出産」

「就学前～小・中・高校生」

「移住・定住支援」、「その他の支援」

それぞれのライフステージに合わせて応援します！！



はまっこ

わくわくライフ 応援パッケージ



八幡浜市

八幡浜市 少子化・人口減少対策 施策一覧

出会い・結婚・新生活

01 愛結び事業

婚活システム愛結びを活用した
1対1のお見合いを演出

P1

02 出会いイベント

市主催で出会いのイベントや婚活
セミナーを開催し出会いの場を提
供。また、親同士がお見合いをする
「代理婚活」や個別婚活相談
会を実施

P1

03 オンライン婚活応援補助金

オンラインでお見合いでできる結婚事
業者等の入会や登録にかかる費用
を補助

1人当たり 上限2万円

P1

04 結婚新生活支援事業

新婚世帯に対する家賃、引越し
費用、省エネ家電購入等に対す
る補助

29歳以下 ▶ 最大80万円
39歳以下 ▶ 最大40万円

P1

05 婚活サポート補助金

婚活イベント参加者に対する参加
費やセミナー開催に要する経費を
補助

イベント参加費補助 ▶ 1人当たり2千円
セミナー開催補助 ▶ 上限5万円

P1

06 がんばる市民応援補助金

(結婚支援枠)

異業種交流会や街コンを開催する
団体に補助

上限10万円 (補助率10/10)

P1

妊娠・出産

07 不妊治療費助成事業

保険適用の不妊治療等に係る
一部負担金の無料化にあわせ、
保険適用の治療と併用して行
われる先進医療（保険適用外
の治療）についても無料化

P2

08 小児科・産婦人科 オンライン相談事業

オンラインにより自宅から相談で
きる体制を整え、妊娠・出産・
子育てに関する不安感を解消

P2

- ①専用フォームによる24時間
いつでも相談
- ②LINEアプリによる夜間相談
(要予約)
- ③助産師とのチャット相談
(月水金の日中)



09 出産・子育て応援交付金

- ①妊婦や子育て家庭に寄り
添った伴走型相談支援
- ②出産・子育て応援ギフトによ
る経済的支援

P2

妊婦1人当たり ▶ 5万円
新生児1人当たり ▶ 8万円
(うち市単独3万円)

10 若年出産世帯応援事業

経済的理由で出産をあきらめる
ことがないよう出産後の経費を
支援

P3

29歳以下 上限20万円
39歳以下 上限10万円 市単独



11 若年出産世帯奨学金返還支援

経済的理由で出産をあきらめるこ
とがないよう、出生後1年間に返
還した奨学金を支援

P3

29歳以下 上限20万円
39歳以下 上限10万円 市単独

12 多胎児支援事業

多胎児を育てる保護者、多胎
児を妊娠した妊婦さんの心身・
経済的負担軽減

P4

①多胎児支援助成金給付事業
出生時12万円、1歳到達時12万円

②ヘルパー派遣事業

(対象：多胎児を妊娠している妊婦、
2歳未満の多胎児を養育する保護者)

1日1回 2時間 ※外出支援の場合は4時間
利用総時間 120時間

13 産後ケア事業

出産後の母子を対象に宿泊
型・日帰り型・訪問型の産後ケア
を行い、産後も安心して子育
てができる支援体制を確保。

P4

14 乳児家庭全戸訪問事業

(こんなにちは赤ちゃん訪問事業)

P4

生後4カ月までの乳児がいるす
べての家庭を訪問し、子育ての
孤立化を防ぐため、居宅におけ
る不安や悩みを聞き、すごやか
に育成できる子育て環境を図
る

就学前～小・中・高

15 子ども医療費助成

子どもの医療費を高校卒業ま
で無償化し、将来世代の
健やかな育成を図る

P5

16 幼児教育・保育の無償化 0～2歳児保育料多子減免

子どもの健全育成と保護者の子
育てと就労の両立を支援

・3～5歳児の幼児教育・保育
を無償化
・第2子以降の0～2歳児の保
育料についても減免
(市独自で拡充)

P5

17 病児・病後児保育料無償化

病気にかかっている児童の健全
育成と保護者の子育てと就労
の両立を支援

病児・病後児保育料を無償化

P5

18 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人と
援助したい人で作る会員組織

P5

19 放課後児童クラブ

昼間就労等で保護者が自宅
にいない、ご家庭の小学生、児
童を対象に遊びを主とした健全
育成の場を提供

P6



移住・定住支援

20 移住者奨学金返還支援補助金

40歳以下の移住者を対象に奨学金返還支援

5年間、年**20万円** 最大**100万円**

P6

21 三世代家族移住促進事業補助金

三世代で同居等を行なうための住宅取得等に要する経費の一部を助成

■住宅取得、新築、改築、増築の1/2

同居**100万円**、準同居**50万円**、近居**30万円**

■家電購入に係る経費の2/3

20万円 ※近居を除く

P7

24

Uターン移住者事業承継補助金

事業承継を前提にUターン、移住する後継者を持つ事業所に承継費用を補助

上限**50万円** (補助率10/10)

P8

25

移住者交流会

市内の移住者や移住を検討している方を対象に移住者交流会を実施

移住者同士のネットワーク構築を図り、八幡浜市への移住・定住促進

P8

26

移住体験補助金

移住フェアで興味を持った方や移住検討中の方を対象に旅費の一部を補助

移住検討者の希望に応じて、オーダーメイド型の移住体験ツアーを実施

P8

27

ワーケーション推進補助金

生活スタイルや働き方の変化に応じ、テレワークを行う企業や個人の誘致を推進

①旅費補助

5千円～2万2千円 (2泊3日)

P9

②ふるさと観光公社体験メニューの半額補助

23 若年移住者等家賃補助事業

P7

市内の民間住宅を契約した移住者に対し、2年間の家賃を補助

- ・子育て世帯（中学生以下同居）**1万5千円／月**
- ・若年夫婦世帯（35歳未満）**1万円／月**
- ・若年世帯（35歳未満）**1万円／月**
- ・市内路線バス運転手として勤務 **1万円／月**



自然減・社会減対策 その他

28 民間賃貸住宅整備促進事業

P9

民間賃貸住宅を新築・リノベーションする者に対し、建設費用の一部を補助
良質な賃貸住宅の供給拡大を図り、若者や子育て世代などの移住・定住を促進

最大1,200万円補助

29 多子世帯リフォーム等支援事業

P10

第2子以降を出産した世帯のリフォーム又は引越しに要する経費の一部を助成

子ども**2人**世帯 ▶ 上限**20万円**
子ども**3人以上**世帯 ▶ 上限**30万円**

30 ふるさとキャリア教育

P10

中学生を対象に、ふるさとを知り、愛着を持つ機会を創出するとともに、働くことに対する興味・関心や企業への理解を深めることでシビックプライドを育む

31 ひめボス宣言事業所認証支援事業

P10

男女を問わず選択される魅力的な職場へ変革・成長するよう「ひめボス宣言事業所認証制度」の認証取得を支援

1事業所10万円 (補助率10/10)

32 U・I・Jターン保育士支援事業

P10

市外から新たに就職する保育士の家賃や引越費用等の補助

上限20万円

八幡浜市 少子化・人口減少対策 施策紹介

出会い・結婚・新生活

01 愛結び事業

えひめ結婚支援センターと連携し、1対1のお見合い事業『愛結び』を実施しています。『愛結び』は会員制のお見合いシステムで、結婚を希望する男女の個別の出会いをサポートします。ご自分のスマホから利用できる「おうち de 愛結び」もあります。

政策推進課



参加者1人
2千円

開催1回
5万円

02 出会いイベント

市主催の独身男女を対象とした出会い系イベントや婚活セミナーにより出会い系の場を提供。また、子どもに代わって親同士がお見合いをする「代理婚活」や親に対する個別婚活相談会を実施します。

政策推進課

03 オンライン婚活応援補助金

オンラインでお見合いできるサービス環境を有する結婚事業者等の入会や登録にかかる費用を補助します。

補助対象者

市内に在住する18歳以上の独身の方

補助対象経費

結婚相談所等の入会金、登録料など入会に必要な経費

補助金額

1人 上限2万円

政策推進課



(上限)
2万円

政策推進課



04 結婚新生活支援事業

新婚世帯の新居取得や家賃、引越し、省エネ家電購入にかかる費用を補助します。

補助対象者

《所得要件あり》

住宅の購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、省エネ時短家電購入費

補助金額

29歳以下の夫婦 1世帯当たり/最大80万円
(家電購入費20万円含む)

39歳以下の夫婦 1世帯当たり/最大40万円
(家電購入費10万円含む)

政策推進課



(最大)
80万円

(上限)
10万円

06 がんばる市民応援補助金（結婚支援枠）

市内の各種団体や市民グループなどが自主的・主体的に企画・実施する魅力的なまちづくりに資する事業やイベント等を支援します。

補助対象者

市内に活動の場を有する市民団体、NPO法人 など

事業種別

- がんばる恋活応援事業
- 独身男女の出会い系の場の創出を図る事業であること
- 独身の男女各3名以上の参加が見込まれることであること
- 参加者の半数以上が市内に居住または勤務していること

補助金額

上限10万円（補助率10/10）

政策推進課



妊娠・出産

07 不妊治療費・先進医療不妊治療助成事業

保険適用の不妊治療等に係る一部負担金（自己負担3割分）を無料化します。また、併用して行われる先進医療（保険適用外の治療）についても無料化します。

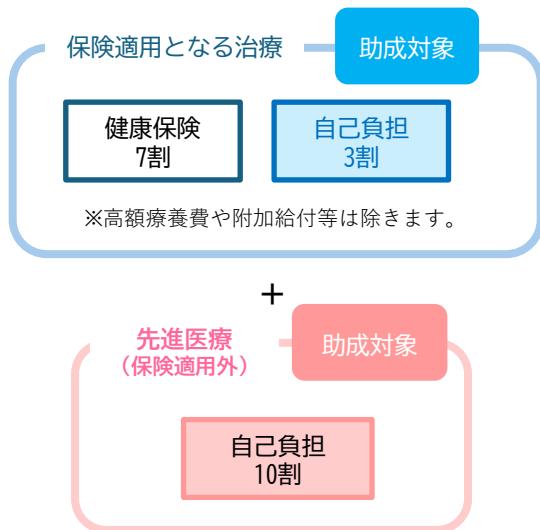
助成対象者

- (1)不妊治療等を開始しているご夫婦
- (2)ご夫婦ともに市内に住所を有すること

※ やむを得ない事情により、ご夫婦のいずれか一方が、市内に住所を有する方でない場合は、近い将来に夫婦ともに市内に住所を有する方となる見込みがある方

助成について

- (1)保険適用となる不妊治療等に係る一部負担金（自己負担3割分、処方箋による調剤料を含む。）を負担した場合に、当該一部負担金に相当する額
- (2)先進医療の「1回の治療（採卵術から胚移植までの間）ごと」に要した費用



その他

『先進医療の種類』や『県内の先進医療実施医療機関』などの詳細については、市のHPをご確認いただけます。市役所市民課国保係までお問い合わせください。

市民課



08 小児科・産婦人科オンライン相談事業

自宅から小児科医・産婦人科医・助産師にオンラインで相談できる体制を整え、妊娠・出産・子育てに関する不安感を解消します。

利用料
無料

サービス内容

- ①専用フォームで24時間いつでも相談することができます。
- ②LINEアプリで、夜間の相談も可能です。（要予約）
- ③妊娠・出産について、助産師とチャットで相談することができます。（月水金の日中）

保健センター



09 出産・子育て応援交付金事業

全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てが出来る環境を整備するため、「八幡浜市出産・子育て応援給付金事業」により支援します。

妊娠1人
5万円

新生児1人
8万円

妊娠期から子育て期までの相談・支援を行う「伴走型相談支援」と出産や育児にかかる費用負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施し、出産応援ギフト5万円と子育て応援ギフト8万円の給付を行います。

1 伴走型相談支援

- ①妊娠届出時
保健師が面談を行い、妊娠・出産についてご相談に応じます。
- ②妊娠8か月頃
アンケートを送付し、希望者には面談を行い、妊娠・出産についてのご相談に応じます。
対象者：妊娠8か月頃の妊娠
※面談を希望された方は後日担当者よりご連絡します。

- ③出産後
赤ちゃん訪問時に保健師が面談を行い、産後の相談に応じます。
※赤ちゃん訪問・・・生後4か月までに保健師が訪問して、赤ちゃんの体重測定や育児相談を行う事業です。

2 出産応援ギフト

妊娠1人当たり5万円を給付

3 子育て応援ギフト

新生児1人当たり8万円を給付

保健センター



10 若年出産世帯応援事業

経済的理由で出産をあきらめることがないよう出産後の経費を支援します。

対象者

- ①出産時に夫婦ともに29歳以下の夫婦（ひとり親）
- ②出産時に夫婦ともに39歳以下の夫婦（ひとり親）

20(最大)
万円

補助額

- ①29歳以下 上限20万円
- ②39歳以下 上限10万円

補助対象期間

母子手帳交付日からお子さんの出生後1年を経過した
日まで

補助対象経費

①育児用品購入費

（育児のために使用又は消費する以下の育児用品の
購入費用）

- ・授乳関連商品
(粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー
など)
- ・衛生用品
(紙おむつ（新生児が第一子に限る）、おしりふき、
ベビークリーム など)
- ・外出用品
チャイルドシート、ベビーカー など、
衣類（ベビー服、よだれかけ など）
- ・離乳食関連
(離乳食用品、離乳食用ミキサーなど)
- ・寝具等（ベビーベッド、ベビーチェア など）
- ・幼児用玩具、絵本 など

②時短家電購入費

（家事負担を軽減する以下の家電製品の購入費用）

- ・洗濯乾燥機、洗濯機
- ・食器洗い乾燥機
- ・掃除機
- ・調理家電
(オーブンレンジ（トースター）、炊飯器、自動調理
器（電気圧力鍋、電動ポットなど）、フードプロ
セッサー） など

③省エネ家電購入費

（統一省エネラベル2つ星以上に該当する以下の家電
製品の購入費用）

- ・電気冷蔵庫（冷凍庫含む）
- ・エアコン
- ・照明器具 など

④育児・家事代行サービス費

（育児・家事 代行サービスに係る費用）

11 若年出産世帯奨学金返還支援事業

経済的理由で出産をあきらめること
がないよう、お子様を出生後1年
間に返還した奨学金を支援します。

1人
20(最大)
万円

対象者

- ①出産時に奨学金を返済している29歳以下の
夫婦（ひとり親）
- ②出産時に奨学金を返済している39歳以下の夫婦
(ひとり親)

補助額

- ①夫婦それぞれ上限20万円（繰り上げ返済含む）
<夫婦両方の場合は40万円>
- ②夫婦それぞれ上限10万円（繰り上げ返済含む）
<夫婦両方の場合は20万円>

対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種
及び第二種奨学金
- ・愛媛県奨学資金
- ・八幡浜市奨学資金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付金のうち、
支給対象児童の父又は母の就学のために貸与された
奨学支度資金、修学資金及び修業資金 など

補助対象期間

支給対象児童の出生日から1年間に返還した
奨学金が対象

子育て支援課



子育て支援課



12 多胎児支援事業

ふたご、みつごなど多胎児を育てる保護者、または多胎児を妊娠した妊婦さんの心身・経済的負担を軽減します。

1 多胎児支援助成金給付事業

対象者

市内に住所のある多胎児の保護者

給付額

多胎児が出生時 12万円

多胎児が1歳に到達した時 12万円

出生時・1歳時
各12万円

利用できる種類・料金・時間

種類	利用料（1回あたり）			食事回数	利用できる回数
	課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯		
宿泊型	開始時刻～ 24時間以内	3,000円	1,500円	0円	3食
日帰り型1	10時～16時 (6時間)	1,000円	500円		1食
日帰り型2	10時～20時 (10時間)	2,000円	1,000円		2食
訪問型1	2時間30分 以内	1,000円	500円		/
訪問型2	5時間以内	2,000円	1,000円		/

※2人以上の乳児が利用する場合、多胎児加算が必要となります。（宿泊型・日帰り型）

実施機関

①宿泊型・日帰り型1・2

- かわばた産婦人科 大洲市東大洲230-2
- よしもとレディースクリニック 大洲市東若宮 14-14

②日帰り型1

- てらお助産院 大洲市菅田町菅田甲2370-5

③訪問型

- はらだ助産院

保健センター



2 ヘルパー派遣事業

対象者

- 市内に住民票のある多胎児を妊娠している妊婦
- 市内に住民票のある2歳未満の多胎児を養育する保護者

利用時間・回数

- 利用時間：午前9時～午後5時
※月～金曜日、ただし祝日、12/29～1/3は除く。
- 利用回数：1日1回
※1回につき2時間限度。ただし通院等の外出支援の場合は4時間を限度。
※利用時間総数：120時間まで（妊娠～多胎児が2歳になるまで）

利用料

無料

支援内容

家事支援・育児支援



保健センター

13 産後ケア事業

お母さんと赤ちゃんの心身の休養や育児不安の解消のため、日帰り型・宿泊型・訪問型のサービスを通じて、
お母さんの心身のケアや授乳・沐浴指導・育児相談等が受けられます。



対象者（利用者）

下記のいずれかにあてはまる市内に住所を有する産後1年未満の母親及び乳児

- 心身の不調や育児不安等がある
- 乳房ケア等授乳方法に不安がある
- その他、特に支援が必要と認められる方

ケアの内容

- お母さんのケア
(母体管理、生活面の指導、乳房ケア)
- 赤ちゃんのケア
(健康管理、発育・発達チェック)
- 育児に関する相談・指導
(授乳指導・沐浴指導・その他必要な指導及び相談)
- お母さんの心理面のケア

14 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

保健師や看護師が生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、赤ちゃんの発育発達と一緒に確認し、子育てで心配なこと、不安に思うことを一緒に考え、**安心して子育てができるようサポート**します。

保健センター



15 子ども医療費助成

子どもの医療費を助成することにより、疾病の早期発見と治癒を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。

受給資格要件

- ①お子さんの年齢が満18歳の年度末までにあること
- ②八幡浜市に住所を有すること
- ③他の医療費助成（ひとり親家庭、重度心身障害者等）、または、生活保護法による医療扶助を受けていないこと

助成内容

入院・通院・調剤の保険適用されるものについて、「子ども医療費受給者証」を提示することで無料となります。

市民課



3～5歳児
無料

0～2歳児多子
減免

16 幼児教育・保育の無償化 0～2歳児の保育料多子減免

急速な少子化の進行を抑制するため、また、子育てを行う家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健全育成と保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として、3～5歳児の幼児教育・保育を無償化します。

第2子以降の0～2歳児の保育料減免についても、市独自で所得要件を撤廃し、第2子以降の判断基準における年齢要件を緩和し、全ての第2子以降の子どもが同じ条件で減免を受けらるよう拡充しています。

3～5歳児の内容

幼児教育・保育料 無料

0～2歳児の減免内容

年齢制限なく、生計を一にする子に限り、第2子半額、第3子以降4,500円

ただし、小学生就学前の範囲において、第3子以降無料



子育て支援課

高校生まで
無料

17 病児・病後児保育料無償化

児童が病気により保育所や幼稚園、小学校などに行くことが出来ず、保護者も仕事の都合により家庭での保育が出来ない場合に、一時的に保護者に代わり専用の施設でお預かりする事業です。施設利用にあたり、子育てしやすいまちづくりを推進するために、利用料金を無料とします。

利用料
無料

病児・病後児保育施設

白浜小学校内 東校舎1階

病児・病後児保育施設「キッズケア・しらはま」

対象児童

市内に住所を有している生後6ヶ月から小学校6年生までの児童

※市外在住の場合でも保護者が市内の事業所等に勤務し、かつ市内の保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の施設を利用している児童は可

利用条件

入院の必要がなく病状が安定している状態、又は回復期にあること

定員

1日 6人

利用時間

平日（月～金）8：00～18：00

土曜日 8：00～12：30

※休み：日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/15）



子育て支援課

18 ファミリー・サポート・センター事業

子育てに関して、育児を手伝ってほしい方と育児のお手伝いができる方を会員として登録し、両者のあっせん等を行い、有償で援助活動を行う会員組織を運営するものです。

つなぐ
子育て

主な援助内容

- ①保育所・幼稚園、児童クラブ等の開始時間まで又は終了後の預かり
- ②保育所・幼稚園、児童クラブ等の送り迎え
- ③日曜日、祝日など保育所等が休日の場合の預かり
- ④ほか利用会員の仕事および育児の両立のために必要な援助活動

利用料

【平日】7～19時：1時間あたり600円
(他の時間帯：1時間あたり…700円)
【土、日、祝日、年末年始】
7～19時：1時間あたり700円
(他の時間帯：1時間あたり…800円)



子育て支援課

19 放課後児童クラブ

昼間就労等で保護者が自宅にいない、ご家庭の児童をお預かりし、遊びを主とした健全育成の場を提供します。

放課後も
安心

対象児童

保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、放課後等に居宅にいない小学校1～6年生までの児童

- ①昼間に居宅外で労働することを常態としている
- ②妊娠中又は出産後（予定日の前8週間目の日が属する月初めから出産日の後8週間目の翌日が属する月末まで）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している
- ④同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
- ⑥求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている（最長3か月まで）

開設日時

【平日(月～金)】
13：30（学校終了時間）から18：00まで開設

【小学校の繰替休業・長期休業日及び第2・4土曜日】
8：00～18：00まで開設
※日曜、祝日、第1・3・5土曜日、年末年始(12/29～1/3)、お盆(8/13～15)など 休業

利用料金

①通常利用 月額4,000円 (8月のみ8,000円)

②長期休業中のみ利用

・4月	4/1～5の5日間	1,500円
・7月	7/22～31の9日間	2,500円
・8月	8/1～30の20日間	8,000円
・12月	12/26～28の3日間	1,000円
・1月	1/6～7の2日間	1,000円
・3月	3/26～31の4日間	1,500円

※負担金は月額計算で、日割りはありません。

子育て支援課



移住・定住支援

20 移住者奨学金返還支援補助金

市外から移住した新規就業者（市外の大学や専門学校等に進学し、就職を機に八幡浜市に帰ってきた方を含みます。）の奨学金返還費用の一部を補助します。

5年
(最大)
100万円

補助対象者

- ①公務員以外の移住者で、令和5年1月1日以降に八幡浜市に転入し1年以上居住している方
※本市に住民登録をしたまま大学等に進学された方も対象となります。
- ※公務員のうち、八幡浜市が任用する常勤保育士及び常勤幼稚園教諭（会計年度任用職員に限る。）は対象となります。
- ②大学等（大学院、大学、専門職大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校）に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けた方
(本人が貸付けを受けた者に限ります。)
- ③奨学金の返還を遅延なく行っている方
- ④申請年度の前年度以前に奨学金等の返還を開始した方
- ⑤申請年度の前年度において満40歳以下の方
- ⑥申請から5年以上継続して八幡浜市に居住する意思がある方
- ⑦次のいずれかに該当する方
ア：令和5年1月1日以降に事業所等（市外も可）に就職し、1年以上継続して雇用されている方
イ：令和5年1月1日以降に起業し、1年以上継続して事業を行っている方
ウ：令和5年1月1日以降に第一次産業（農・林・漁業）に従事し、1年以上継続して従事している方
- ⑧他の奨学金返済支援を受けていない方 など

対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種及び第二種奨学金
- ・愛媛県奨学資金
- ・八幡浜市奨学資金 など

補助金額

申請年度の前年度で返還した総額（繰上返還した額を含む。）の2/3以内の額（上限20万円）。

補助金の交付回数

申請から5年以内に5回を限度とします。
5年間、年20万円(最大100万円)

政策推進課



21 三世代家族移住促進事業補助金

祖父母が暮らす家に子育て世代がJターンで帰ってくるなど、三世代が同じ家や近所で暮らすことにより子育てしやすい環境をつくり、定住人口の増加につなげることを目的に、同居等に伴う住宅の取得、改築、家電購入等に要する費用の一部を補助します。

補助対象者

- ①家族のうちいずれかの転入により、下記の形で市内に居住している三世代家族（ただし、中学生以下の子どもを含むこと）
 - ・同居 同一敷地内の住宅に居住
 - ・準同居 同一公民館区域内の住宅に居住
 - ・近居 八幡浜市内の住宅に居住
- ②令和5年1月1日以降に転入した方で、補助金交付申請時において転入日から1年以内であり、市に転入前、1年以上継続して市外に居住していた方を三世代家族に含むこと
- ③市に5年以上定住することを誓約できる方
- ④取得又は改築等した住宅の所有権を有する方 など

同居の場合
120(最大)
万円

補助金額

- ①【住宅取得、新築、改築、増築の1/2】
同居：100万円、準同居：50万円、近居：30万円
- ②【家電購入に係る経費の2/3】
同居・準同居：20万円 ※近居は対象外

政策推進課



22 移住者住宅改修支援事業補助金

市内にある空き家の有効活用を図り、県外から八幡浜市内への移住及び定住を促進するため、子育て世帯と働き手世帯が行う空き家の改修等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

子育て世帯
の場合
420(最大)
万円

補助対象者

- ①平成28年4月1日以降に愛媛県外から移住された方で、補助対象事業を行う空き家に5年以上居住する意思のある方
- ②就学、転勤・赴任による異動ではないこと
- ③対象となる空き家が所在する地域の自治会等に加入する意思のある方
- ④申請日時点で60歳未満の構成員が同居する世帯（働き手世帯）、または申請年度の4月1日 時点で18歳未満の子どもが同居する世帯（子育て世帯）など

補助対象となる住宅

- ①移住者が居住を目的に、えひめ空き家情報バンクまたは八幡浜市空き家バンクから購入・賃借した一戸建て住宅であること

- ②移住者が対象住宅の改修などを行うことができる権限を有していること
- ③過去に当補助金の交付を受けた住宅ではないこと

補助対象となるもの

移住者が行う住宅の改修や家財道具の搬出などに要する経費

補助金額

- ①【住宅改修 補助率2/3 以内】
子育て世帯 補助上限400万円
働き手世帯 補助上限200万円
- ②【家財道具搬出 補助率2/3 以内】
子育て及び働き手世帯とも補助上限20万円

政策推進課



23 若年移住者等家賃補助事業

新たに八幡浜市外から転入し、民間賃貸住宅を契約した若年・子育て世帯の方を対象に、最長24ヶ月間家賃の一部を補助します。

最長24ヶ月
(最大)
36万円

政策推進課



補助対象者

- ①受給資格認定申請日に、市への転入日から6か月以内で、次のア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 子育て世帯…中学校卒業前の子と同居し、その子を扶養している世帯
 - イ 若年夫婦世帯…夫婦のいずれかが満35歳未満の世帯
 - ウ 若年世帯…満35歳未満の単身者のみの世帯
 - エ 生活バス路線運転手世帯…市が補助する路線の運転手で満60歳未満の世帯
- ②民間賃貸住宅を賃貸借契約し、実際に住んでいる方
- ③令和4年1月1日以降に転入した者で、市に転入前、3年以上継続して市外に居住していた方
- ④市に5年以上定住することを誓約できる方
- ⑤就業していることを証明できる方
※ただし、農業又は漁業に従事する者を除く
- ⑥国・地方公共団体の職員（会計年度任用職員を含む）でない方 など

補助金額

- （家賃月額-住宅手当）×1/2を補助金額とし、世帯上限まで（千円未満切捨）
- ①子育て世帯（中学生以下同居）月1万5千円
 - ②若年夫婦世帯 月1万円
 - ③若年世帯 月1万円
 - ④市内路線バス運転手として勤務 月1万円

補助対象住宅

補助対象者が住むために、賃貸借契約を交わした市内の民間賃貸住宅（公営住宅、社宅・官舎・寮等の住宅、所有者が申請者の3親等以内の親族である住宅は除く）

政策推進課



24 Uターン移住者事業承継補助金

Uターンする移住者を増やすとともに、地域経済を支える事業や産業を継続して残すことを目的として、事業承継を前提にUターン移住してきた八幡浜市出身の後継者を持つ市内の事業所を対象に、必要経費の一部を補助します。

50(最大)
万円

補助対象者

- ①後継者条件を満たす者に事業を承継させる（させた）事業所であること
- ②継続して3年以上営まれている事業であること
- ③【個人事業主の場合】
 - ・市内に本店又は主たる事業所があること
 - ・代表者が市内に居住していること
- 【法人の場合】
 - ・市内に本店又は主たる事務所の所在地があること
 - ・中小企業基本法第2条に定める小規模企業者であること
- ④市税の滞納がないこと
- ⑤八幡浜商工会議所又は保内町商工会いずれかの会員（加入予定を含む）であり、その指導を受けた事業承継計画書を提出すること など

後継者条件

- ①Uターン移住者であり、住民票等でそれが確認できる方
- ②3親等以内の親族が営む事業の一部又は全部を承継した、あるいは今後承継することが確実である方
- ③承継した事業を、今後3年以上継続する意思がある方
- ④事業承継に必要な資格がある場合、それを有している又は取得見込みである方 など

補助対象経費

事業承継を機に、更なる事業の発展や継続のためにかかる次の費用が対象です。

- ①工事及び修繕に係る費用
- ②設備、備品等の購入に係る費用
- ③広告宣伝に係る費用

※ 事業承継に係る総事業費が10万円以上のものに限ります。

補助金額

上限50万円 (補助率10/10)

政策推進課



25 移住者交流会

市の移住者や移住を検討している方を対象に移住者交流会を実施しています。

移住者同士でのつながりを深めたい・同じ悩みを相談できる人が欲しい・八幡浜についてもっと知りたいなど、移住者同士のネットワークを構築し、八幡浜市への移住・定住を促進します。

政策推進課

1人・1泊
(最大)
2.2万円

26 移住体験補助金

八幡浜市への移住・定住を目的として、住居や仕事、地域情報等を探すために来訪し、市内宿泊施設を利用する方を対象に、旅費の一部を補助します。

補助対象者

- ①愛媛県外に在住の方
- ②八幡浜市で移住準備活動をする方
 - (住居・仕事を探す活動、地域情報を収集する活動など)
- ③八幡浜市内の旅館業を営む宿泊施設に宿泊する方
- ④参加者のうち少なくとも1名は成人であること
- ⑤滞在中、一度は当市の職員と移住相談が出来る方
- ⑥アンケートに回答できる方

補助金額

現住所都道府県	補助金額(円)	
	1泊目	2泊目以降(1泊)
徳島県 香川県 高知県	5,000	
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	7,000	
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	10,000	
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	15,000	
新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	18,000	
沖縄県		
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	20,000	
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	22,000	
北海道		

※1人あたり3泊を限度とし、同行者数は1世帯あたり4人を限度とします。

※3歳以上小学生以下は上記の半額、3歳未満は補助金交付の対象外です。

※補助金の交付回数は、1人につき、1年度あたり2回を限度とします。

政策推進課



27 ワーケーション推進補助金

八幡浜市でのワーケーションを目的として、市内にあるコワーキングスペースや会議室等を利用してテレワーク等を行い、市内宿泊施設を利用する方を対象に、活動等に要する経費や旅費の一部を補助します。

1人・2泊3日
(最大)
2.2万円

補助対象者

- ①愛媛県外に在住の方
 - ②滞在中に、市内にあるコワーキングスペースや会議室等を利用してテレワーク等を行う方
 - ③八幡浜市内の旅館業を営む宿泊施設に2泊3日以上宿泊する方
 - ④滞在中、一度は当市の職員と面談をすることが出来る方
- ※出張のために来市される方にはご利用いただけません。

補助金額

現住所都道府県	補助金額（円）	
	2泊3日	3泊目以降（1泊）
徳島県 香川県 高知県	5,000	3,000
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	7,000	
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	10,000	
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	15,000	
新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	18,000	22,000
沖縄県		
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	20,000	
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県		22,000
北海道		

【会社でまとめて申請する場合】

※会社でまとめて申請することも出来ますが、参加者の現住所都道府県に応じて補助金を支払います。

【個人またはご家族で申請する場合】

※同行者のうち、3歳以上小学生以下は上記の半額、3歳未満は補助金交付の対象外です。

【その他共通事項】

※1人あたり4泊を限度とし、同行者数は1企業・1世帯あたり4人を限度とします。
※補助金の交付回数は、1年度当たり1回を限度とします。
※滞在中、（一社）八幡浜市ふるさと観光公社が提供する体験プログラムの体験を希望する方は、上記の補助に加え、体験料の半額（1,000円未満の端数は切り捨て）の補助を受けることが出来ます。



政策推進課



その他自然減・社会減対策

28 民間賃貸住宅整備促進事業

賃貸住宅（アパートなど）の建設やリフォームに対する助成制度です。良質な賃貸住宅の供給拡大を図り、八幡浜市に住もうとする若者や子育て世代などの移住・定住を促進します。

1棟あたり
(限度)
1200万円

補助対象者

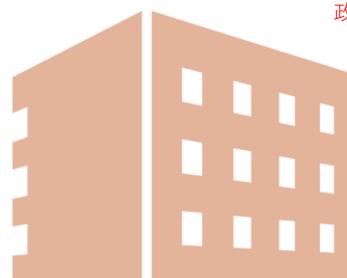
- 市内に賃貸住宅の建設又はリノベーションを行う個人又は法人で、次のいずれにも該当する方
- ①国税、地方税及び地方公共団体へ納付すべき使用料等に滞納がない方
 - ②賃貸住宅の建設等にあたり、市との事前協議が可能な方
 - ③個人にあっては、当該個人及び2親等以内の親族を入居させない方
 - ④法人にあっては、当該法人の役員等及びその2親等以内の親族を入居させない方など

補助制度の概要

事業内容	補助対象住宅	施工業者	1戸当たりの床面積	補助金額	備考
新築・リノベーション	<共通事項> ・1棟4戸以上の共同住宅等 ・1戸当たりの床面積は25m ² 以上とし、キッチン、バス、トイレ、駐車場等を完備するもの	市内業者の場合	25m ² 以上 45m ² 未満	1戸当たり 90万円	1棟当たり 限度額 1,200万円
			45m ² 以上	1戸当たり 120万円	
<リノベーション> ・1戸当たりの工事費が15万円以上かかるもので、住戸部分の改修に係る費用の割合が全体工事費の5割以上を占めるもの	市外業者の場合	25m ² 以上 45m ² 未満	1戸当たり 60万円	1棟当たり 限度額 800万円	
			45m ² 以上	1戸当たり 80万円	

※ 市内業者…市内に本店、支店等の事業所を有する建築業者等（八幡浜市建設工事 入札参加有資格業者の市内業者）

政策推進課



29 多子世帯リフォーム等支援事業

令和5年4月1日以降に、第2子以降の子どもが生まれたことにより、子育てしやすい環境づくりのために行った、転居に要した引越し費用（市内転居のみ）、住居のリフォームに要した費用の一部を補助します。

補助対象者

令和5年4月1日以降に第2子以降の子どもが生まれたことで多子世帯になった夫婦（ひとり親含む）

補助金額

新生児が第2子の場合は上限20万円、第3子の場合は上限30万円

補助対象期間

お子さんが生まれてから1年を経過した日までに行われた引越し及びリフォームに係る費用

補助経費

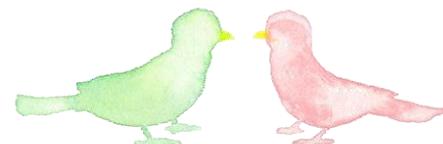
①リフォーム

増改築工事、バリアフリー改修工事、生活関連設備改修工事 など

②引越し

引越し業者、宅配業者によるもの

子育て支援課



30 ふるさとキャリア教育

愛媛大学と連携し、中学生に「地元理解×キャリア教育」のプログラムを実施しています。

このプログラムでは、進学や就職の機会に故郷を離れた若者が戻らず、そのまま故郷と疎遠になっていくことを避けるため、進路選択前の中学生が地元を理解し、地域の大人の生き方や働き方と自分のキャリアを重ね合わせることによって自身の将来を考える機会を提供しています。

地元のことを理解していると、転出後もふるさとにかかわる「関係人口」となる人材を育成することを目的としています。

政策推進課

31 ひめボス宣言事業所認証支援事業

「ひめボス宣言事業所認証制度」は、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援、男女ともに働きやすくやりがいをもって就業できる職場環境の整備を推進する事業所を愛媛県が認証する制度です。

特に愛媛県内では若い女性の県外転出が多く、若い女性が少なくなると、生まれてくる子供の数が減り、人口減少が加速するため、労働力も消費も減少し、会社経営に大きな影響が出てしまいます。経営者の皆様には、若者に選ばれる会社になってもらうよう認証制度認証の申請をお願いします。基本認証取得には、「育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント規定」の整備のほか、「一般事業主行動計画」の策定が申請要件となっています。

補助対象者

- ①ひめボス宣言事業所であること
- ②常時雇用する労働者が1人以上の企業又は事業所であること
- ③国及び地方公共団体等でないこと など

補助金額

1事業所あたり 限度額10万円

政策推進課



その他（保育環境の整備）

32 U I J ターン保育士支援事業

令和5年4月以降に市外から転入し、保育士として就職する際にかかった経費（家賃・引越し代・生活家電購入費）について補助します。

1人
（上限）
20
万円

補助対象者

1日の勤務時間が6時間以上かつ1月の勤務日が20日以上もしくは同程度、保育士等として八幡浜市内の事業所に常勤している者
(ただし、地方公共団体の正規職員を除く。)

補助金額

上限20万円

補助対象経費

家賃・引越し代・生活家電購入費

子育て支援課



○八幡浜市の人口減少の現状と見通し

八幡浜市の人口は、右のグラフのとおり、1950年の72,882人をピークに2015年の34,951人まで一貫して減少を続け、65年間でピーク時の約48%まで減少しています。

そして、推計人口によれば、今後も人口減少は加速し、2040年には19,401人、36年後の2060年には10,338人、約1万人程度になるという驚愕の推計結果が出ています。

また、総務省の推計によると日本の人口は2008年に1億2,808万人をピークに減少の一途をたどり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2048年には1億人を割って9,913万人になると予測されています。少子化・人口減少問題は、当市に限らず、国全体で取り組むべき、大きな問題となっています。

「では、なぜ“今”なのか？」

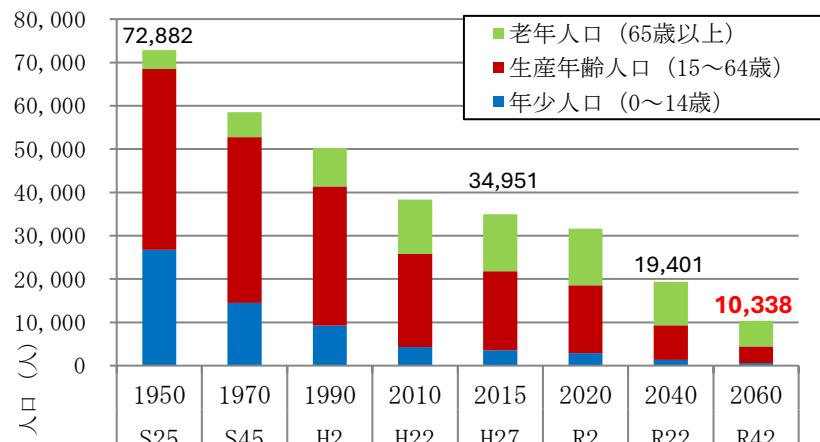
〈次世代にのしかかる負担〉

既に“少子化”的影響により、保育所や小・中学校、高等学校の統廃合が進められています。統廃合により、整った環境でより充実した保育・教育を受けられる反面、地域との距離感が生じることは否めません。

また、少子化に伴う生産年齢人口の割合が縮小すれば、高齢者を支える現役世代の負担が増え、特に若い世代への経済的負担は結婚や子育てなどに大きく影響します。さらに、人口減少は、労働力不足による企業の撤退や店舗の廃業、耕作放棄地の増加などの地域産業の衰退を招き、そのほかにも、地域に根付いた消防団員の確保や公民館活動が維持できなくなるなど、様々な問題が発生することが予想されています。



第2期八幡浜市人口ビジョン（抜粋）



〈目指すべき将来〉

日本全体で進む人口減少は避けられないものの、将来、八幡浜市に住む人々が、幸福度の高い、豊かな生活を送ることができるよう、人口減少を緩やかにし、産業活動や地域活動を維持する仕組みを構築するため、市では、様々な少子化・人口減少対策の事業を実施しています。

「少子化・人口減少問題」を飛躍的に改善することは非常に困難なことではありますが、これ以上、この問題を先送りすることなく、今できることを市全体で取り組んでいくことが必要です。

窓口案内（担当部署）

子育て支援課

TEL : 0894-21-0420 FAX : 0894-21-0411

E-mail : kosodate@city.yawatahama.ehime.jp

市民課

TEL : 0894-22-3133 FAX : 0894-22-5980

E-mail : simin@city.yawatahama.ehime.jp

子育て世代包括支援センターぽかぽか

(保健センター母子保健係内)

TEL : 0894-21-3122 FAX : 0894-24-6652

E-mail : hoken-center@city.yawatahama.ehime.jp

政策推進課

TEL : 0894-22-5987 FAX : 0894-21-0409

E-mail : seisaku@city.yawatahama.ehime.jp

子育て応援サイト はまっこ

【URL】 <https://hamacco.info/>





「少子化・人口減少対策施策一覧特設ページ」



↑ こちらから ↑

【お問い合わせ先】

八幡浜市 総務企画部 政策推進課 人口減少対策担当

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
TEL : 0894-22-5987 FAX : 0894-21-0409
E-mail : seisaku@city.yawatahama.ehime.jp